

議案第50号

つくば市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年5月28日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

つくば市後期高齢者医療に関する条例（平成20年つくば市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第6条及び第7条の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

つくば市後期高齢者医療に関する条例（平成20年つくば市条例第18号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○つくば市後期高齢者医療に関する条例</p> <p>第1条 （略）</p> <p>第2章 つくば市が行う後期高齢者医療の事務</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p><u>(8) 広域連合条例附則第6条の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p><u>(9) 前各号に掲げる事務に付随する事務</u></p> <p>第3章 保険料</p> <p>第3条 （以下略）</p>	<p>○つくば市後期高齢者医療に関する条例</p> <p>第1条 （略）</p> <p>第2章 つくば市が行う後期高齢者医療の事務</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p><u>(8) 前各号に掲げる事務に付随する事務</u></p> <p>第3章 保険料</p> <p>第3条 （以下略）</p>